

広域的な食中毒事案への対策強化に関する 制度の整備について

広域的な食中毒事案への対策強化

【政省令等の施行スケジュール案】

	2018年 11月	2018年 12月	2019年 1月	2019年 2月	2019年 3月		2019年 4月
施行日政令 ・食品衛生法施行規則 の改正（省令）	【11月26日】 同時公布						4月1日施行
食品衛生に関する監視 指導の実施に関する指 針の改正（告示）	パブコメ	→		【2月8日】 公布			
広域連携協議会の設 置規程及び運営要領 （審議官通知）	関係機関との 調整	設置規程及び運営要領（ガイドライン）の策定			（地方厚生局） 運営に関する必要事項を含んだ運営 要領（案）の都道府県等との事前 協議、第1回開催に向けた準備等		
食中毒処理要領、 食中毒調査マニュアル、 統計作成要領等 の改正				関係機関との 調整	【3月13日】 食中毒部会開催 【3月下旬】 各種要領、マニュアル改正		
							第1回広域連携協議 会開催（運営要領を協 議会毎に策定） 4月15日（月）：東北 4月16日（火）：関東信越 4月17日（水）：中国四国 4月18日（木）：東海北陸 4月22日（月）：北海道 4月24日（水）：九州 4月25日（木）：近畿

【施行日政令】（※2018年11月26日済）

改正食品衛生法の附則第1条第2号に掲げる規定（広域的な食中毒事案への対策強化部分）の施行期日を、平成31年4月1日と定めたもの。

【食品衛生法施行規則の改正（省令）】（※2018年11月26日済）

広域連携協議会は、地方厚生局の管轄区域ごとに、当該地方厚生局並びに当該地方厚生局の管轄区域内の都道府県、保健所を設置する市及び特別区をその構成員として設けることとしたもの。（規則第21条を新設）

【食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針（注）の改正（告示）】（※2019年2月8日済）

国及び都道府県等の連携を法律の連携協力規定に基づいたものとし、さらに、広域的な食中毒事案発生時の連携に関する項目を新設する等の改正を行う。

（注）監視指導の実施に関する基本的な方向及び監視指導計画の策定に当たり必要な基本的事項を示し、もって、重点的、効率的かつ効果的な監視指導の実施を推進するもの。

これに基づき、厚生労働大臣が輸入食品監視指導計画、都道府県知事等が都道府県等食品衛生監視指導計画を毎年度策定し、これらに従って監視指導を実施する。

【広域連携協議会の設置規程及び運営要領（審議官通知）】（※3月上旬に発出予定）

・設置規程：改正法の規定に基づき、厚生労働大臣が広域連携協議会を設けるに当たり、協議事項、構成員等の必要な規定を定めるもの。

・運営要領：厚生労働省から示すこととしている必要事項例をもとに、協議会毎に本運営要領を検討後、第1回協議会時に定めるもの。



設置規程

食品衛生法第21条の3第1項及び食品衛生法施行規則第21条の規定に基づき、厚生労働大臣が、監視指導の実施に当たっての連携協力体制の整備を図るため、各地方厚生局の管轄区域ごとに広域連携協議会を設けることを規程したものの。

設置日：平成31年4月1日

協議事項：①関係機関の連絡及び連携体制の整備について

②広域的な食中毒事案の発生又はその拡大、及び広域流通食品等の食品衛生法違反を防止するために必要な対策について

③その他必要な事項について

幹事：厚生労働本省

構成員：各厚生局及び各厚生局の管轄区域内の都道府県、保健所を設置する市、特別区

議事：非公開（ただし、議事要旨を公開）

事務局：各地方厚生局

広域連携協議会の運営要領（案）について（概要）

運営要領

食品衛生法第21条の3第4項の規定に基づき、広域連携協議会の組織及び運営に関して定めるもの。

【構成】

- 幹事・・・厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課
- 事務局・・・地方厚生局
- 構成員・・・各地方厚生局及び各地方厚生局の管轄区域内の都道府県、保健所を設置する市、特別区

【協議の内容】

- 平常時
 - ・構成員等間の連絡体制の整備（担当者名簿の管理）
 - ・食中毒事案等が発生した際に実施する調査及び検査の内容並びに共有する情報の内容
 - ・調査及び検査等に要する人員の派遣並びに検査機器及び検査技術等の技術的な協力
 - ・発生した広域的な食中毒事案等及びそれに対する対処の内容（他ブロックで発生したもの含む）並びにそれぞれで行っている食中毒事案等への対応施策
 - ・前年度の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食中毒部会の議論の内容等
 - ・その他平常時から協議しておくべき事項
- 事案発生時
 - ・事案について把握している情報（調査状況等）
 - ・今後の調査・対応方針等
 - ・当該事案の公表方針
 - ・その他事案への対処のために協議が必要な事項

食中毒処理要領の改訂案の概要①（主な内容）

【広域連携協議会の活用として新設】

I 趣旨

広域的な食中毒事案（疑いを含む。）発生時においても、適切な原因調査、情報共有等の対応を行うことができるよう、広域連携協議会の開催等により、関係機関は相互に連携を図りながら協力しなければならない。

IV 発生の報告、連絡

2 都道府県等の衛生主管部局

(3) 広域的な食中毒事案発生時の報告等

平常時より定例的に開催される広域連携協議会において、他の都道府県等の衛生主管部局との連絡、連携及び協力体制を確保しておかなければならない。広域的な食中毒発生時には食中毒被害情報管理室及び関係機関に直ちに情報共有を行う。

3 地方厚生局

(1) 広域連携協議会の開催

関係機関の連絡及び連携体制を確保するため、法第21条の3に基づく広域連携協議会に係る必要な事務を処理する。 ア 定例的な開催 イ 事案対処のための開催

4 厚生労働省本省

(1) 食中毒発生時の初動対応

都道府県等からの報告、国立感染症研究所からの感染症発生動向調査を中心とした全国的な解析情報、国立医薬品食品衛生研究所からの食品検査状況等から、広域的な食中毒事案発生を探知した場合は、必要な情報を国でとりまとめ、関係する都道府県等で情報共有を図る。



食中毒処理要領の改訂案の概要②（主な内容）

【広域連携協議会の活用として新設】

（2）大規模又は広域的な食中毒事案発生時

必要があると認める時に厚生労働本省は法第60条の2の規定に基づき、広域的な食中毒事案等に対処するための協議会の開催を地方厚生局に依頼する。

V 調査

2 原因の追及

（6）試験検査

腸管出血性大腸菌、サルモネラ属菌及び赤痢菌感染症患者等の発生を探知した場合には、患者等由来株を迅速に収集し、反復配列多型解析法（MLVA法）等による遺伝子解析とライブラリーとの照合を行う国立感染症研究所に検査結果又は菌株を送付すること。また、食品から腸管出血性大腸菌を検出した場合においても、MLVA法による患者由来菌株のライブラリーと照合を行うため、MLVA法による検査結果又は菌株を国立感染症研究所へ送付すること。

（8）総合的判断

広域的な食中毒事案においては、複数の都道府県等における調査結果を踏まえて判断する必要があるため、広域連携協議会において調査結果を共有し、協議を行い、当該結果を尊重して総合的な判断を行う。

VI 措置（公表）

（6）広域的な食中毒事案について公表を行う場合には、事前に関係機関に情報提供を行う又は広域連携協議会において公表方針の協議を行う等、行政として整合性のとれた情報発信を行うよう努めなければならない。

※食中毒調査マニュアル、食中毒統計作成要領、食中毒健康危機管理実施要領については、食中毒処理要領と同趣旨及びその他、事務手続きを明確にするための改訂。

